

「お試し」の注文のつもりが「定期購入」だった…申し込む前に確認を！

相談事例

- ・インターネットで「今ならお試しで800円」という健康食品の広告を見かけ、安価だと思って申し込んだ。しかし、商品が届き、同封されていた内訳書を見ると4回購入することになっていた。さらに、800円は初回みの代金で、2回目以降の金額は3,000円だった。
- ・SNSの広告で見つけた化粧品を申し込み、代金を支払った。翌月、また同じ化粧品が送られてきたので驚いて業者に連絡すると、3回購入することが条件の定期購入を申し込んだことになっていると言われた。



消費生活センターから

- * インターネット通販やテレビショッピングで知った健康食品などを「1回だけのつもりで購入したのに定期購入が条件だった。」というトラブルが増えています。
- * 事例のように、定期購入を条件として初回のみを安価にしている通信販売が多くあります。また、「今回限り」「特別価格」など消費者の気を引く言葉が強調され、定期購入などの取引条件の表示が目立たない場合もあります。
- * 商品を申し込む前に、申し込み条件や返品が可能かどうかなどの契約内容をよく確認しましょう。また、商品が自分に合うかどうかは試してみなければわかりません。解約条件を確認するなど、慎重に判断しましょう。

消費生活相談



おかしいな、と思ったら **消費生活センター** へご相談ください。

世田谷区消費生活センター

相談専用電話

☎03-3410-6522

高齢者（65歳以上）専用電話

☎03-5486-6501